

公正証書遺言 作成必要書類一覧

(1) 遺言する方の印鑑証明書（3ヶ月以内のもの）1通

→ 市区町村役場で取得できます

(2) ★相続人に相続させる場合・・・相続人とわかる戸籍謄本

→ 市区町村役場で取得できます

遺言者の相続人に相続させる場合、遺言者と相続人の戸籍謄本をそれぞれご用意いただきます。

なお、遺言者と相続人が同一戸籍に入っている場合は、その戸籍謄本1通のみご用意いただければ結構です。

また、この戸籍謄本により遺言者の相続人であることがわからない場合は、相続人であることがわかるまで、つながりを付けた戸籍謄本が全て必要です。

★相続人以外に遺贈する場合・・・その人の住民票

(3) 遺言書に記載する不動産の登記事項証明書（いわゆる登記簿謄本）

→ 不動産の所在地に関係なく全国どこの法務局で取得できます

不動産が複数ある場合、各一通ご用意ください。

(4) 固定資産評価証明書

→ 不動産の所在地の市区町村役所・役場の固定資産税課で取得できます。

東京23区内の不動産については都税事務所で取得できます。

遺言書に記載する不動産についての評価証明を取得してください。

(5) その他、財産を証明する書類等

預貯金・株券等について遺言書に記載する場合、正確に記載する必要があるため証明する書類等をご用意ください。

(6) 本人確認資料

下記のうち、いずれかをお持ちください。

- ①運転免許証と認印
- ②パスポートと認印
- ③住民基本台帳カードと認印
- ④外国人登録証明書と認印
- ⑤印鑑証明書と実印

(7) 公正証書作成手数料

作成当日に持参して公証人に支払います。手数料は相続財産の価額により異なります。